



令和7年10月発行

編集・発行
音更町農業委員会
0155-42-2111



8月29日（金）、町内全域の農地を対象に、農作物生育状況調査及び農地パトロールを実施しました

【紙面案内】

- 法人報告書の提出をお忘れなく！…………… P1
- 令和7年度農作物生育調査及び…………… P2
農地パトロールの結果について
- 新しい農業委員を紹介します…………… P2
- 農業者年金加入のススメ…………… P3
- 相続時精算課税制度について…………… P4
- 農地の売買代金の支払時期に…………… P4
ご注意ください
- ストップ！ヤミ耕作…………… P4
- 農地に関する申請手続きは…………… P4
毎月3日まで

法人報告書の提出をお忘れなく！

農地所有適格法人は、年1回、事業状況を記した「農地所有適格法人報告書」の提出が農地法第6条第1項の規定により義務付けられています。



提出先	音更町農業委員会事務局
提出期限	毎事業年度の終了後3か月以内

※提出期限までに報告書が提出されない場合、農地所有適格法人としての資格を確認できず、農地の所有や貸借ができなくなる場合があります。また、30万円以下の過料に処される場合があります。
※音更町ホームページに、報告書の様式を掲載しています。ダウンロード及び印刷してご利用ください。



生育状況（大豆）を調査しました

農作物生育状況調査は、馬鈴しょ、てん菜、豆類（大豆、小豆及び金時）、野菜類（ブロッコリー、人参）の生育状況を農業委員の圃場において目視にて確認する方法で実施しました。
生育状況調査の結果としては、7月24日に駒場で38・2℃と観測史上1位の気温を記録したことを筆頭に6月から

高温が長期間続いたことに加えて、少雨による干ばつの影響を受けており、地域差や圃場差はあるものの、調査日時点では総じて「平年並み」から「やや不良」と見込まれます。
また、農地パトロールでは町内を巡回し、適正な利用がなされていない農地等がないか確認しました。あわせて、新たに就農した農業者の圃場



委員による圃場の説明を受けました

を訪問し、営農状況を確認しました。
利用状況に懸念のある農地については、今後の対応を検討しました。
農地は限りある資源です。農業委員会は、今後も農地パトロール等を通じて農地の利用状況を確認し、優良農地の確保と適正な利用に努めてまいります。



新規就農者の営農状況を確認しました



新しい農業委員が2名就任しました。
令和5年より約2年間農業委員としてご活躍いただきました菅原博氏、また、令和4年より約3年間農業委員としてご活躍いただきました前田和宏氏に代わり、新たに本田英樹氏、江崎泰嘉氏が就任しました。所属は両名とも農政部会となります。
なお、任期は両名とも令和8年7月19日までです。（表記の年齢は令和7年9月末日現在です。）



●氏名：江崎 泰嘉（47歳）
●地区：鈴蘭
●所属：農政部会



●氏名：本田 英樹（54歳）
●地区：大和
●所属：農政部会

令和7年度農作物生育状況調査及び農地パトロールの結果について

8月29日に町内11か所で農作物生育状況調査及び農地パトロールを実施しました。

新しい農業委員を紹介します

令和7年9月11日付けで、新しい農業委員が2名就任しました。

農業者年金加入のススメ

所得税と住民税の大きな節税効果が期待できます。

最後に資産の運用方法についてです。iDeCoとNISAは自身で運用先を選べますが、元本割れした時の補てん措置はありません。一方で、農業者年金は自身では運用先を選べず、農業者年金基金が安全性と一定の利回りの確保を目指した運用を行っています。制度開始後23年間の利回りの平均は、年率2・89%とプラス運用になっています。万が一、元本割れとなっても年金裁定時にはそれを補てんする制度があり、損することはありません。

農業者年金は、年間60日以上農業に従事している60歳未満（国民年金任意加入者の場合は65歳未満）の国民年金第一号被保険者であれば、どんなにでも加入できます。また、積立方式を採用して、自身で積立てた保険料が将来受給する年金の原資となりますので、少子高齢化の時代でもとても安定した制度となっています。さらに、農業者年金基金が保険料を運用し、得られた収益も将来受給する年金の原資になります。毎月の保険料は通常加入の場合、2万円から6万7千円までの範囲で千円単位にて任意に設定できます。また、月単位で保険料を変更できますので、自身の収入状況にあわせて無理なく保険料を払込むことができます。

型確定拠出年金）やNISA（ニーサ、少額投資非課税制度）があります。下図は、農業者年金、iDeCo及びNISAの各制度の特徴を整理したものです。なお、NISAは年金ではなく投資の制度です。

まず、年金の受給期間についてです。iDeCoは一時金、5～20年の有期年金またはその両方から選択して受取ります。一方、農業者年金は終身年金であり、国民年金とともに生涯にわたって受給できます。

さて、農業者年金の他に資産形成に向けた国の制度としてiDeCo（イデコ）、個人

一生計の家族分を含む支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となりますので、

このように、他の制度と比較して、農業者年金は農業者の皆様が資産形成をするのにとってもメリットの多い制度となっています。ぜひご加入をご検討ください。

なお、農業者年金とiDeCoは重複して加入できませんのでご注意ください。

加入をご希望される方は、最寄りのJA窓口にて手続きをしてください。

農業者年金・iDeCo・NISA 各制度の特徴

項目	農業者年金	iDeCo	NISA
年金が受給できる期間	終身	有期、一時金、または両方	年金制度ではない（少額投資制度）
税制の優遇措置	支払	社会保険料控除 ※同一生計の家族分も合算できる	投資しても控除はない
	運用	運用益は非課税	運用益は非課税
	受取	公的年金等控除	投資額1,800万円までの分の売却益が非課税
元本割れしたとき	マイナス相当額を補てん	なし(元本割れのリスクあり)	なし(元本割れのリスクあり)
資金の引出しができるのは	原則65歳以降	原則60歳以降	いつでも可能
制度を利用する手数料は	なし(国が負担)	あり(様々な手数料がかかる)	あり(信託報酬など)
資金の運用方法は	農業者年金基金が運用	個人で運用先を選ぶ	個人で運用先を選ぶ

※出典 農業者の老後に安心を 農業者年金制度と加入推進 2025年度版(農業者年金加入推進テキスト編集委員会 編)を基に作成

相続時精算課税制度について

相続時精算課税制度とは、財産を贈与するときにかかる贈与税を一定額までかからないようにして、相続するとき

に相続税でまとめて精算する制度です。

この制度を利用すると、贈与した額が年間110万円の基礎控除を超えたとき、超えた分の合計が2500万円になるまで贈与税がかからず(超えた額には一律20%課税)、贈与した人が亡くなったときに、相続財産として相続税の課税対象となります。

農地の売買代金の支払時期にご注意を

この制度を利用できる人は、贈与した年の1月1日時点において、贈与する人は60歳以上の父母または祖父母、贈与を受ける人は18歳以上の直系卑属(子や孫、養子を含む)である必要があります。

この制度は農地を贈与するときに利用できますが、農地を贈与する際には農地法第三条の許可が必要です。

なお、一度この制度の利用を選択した場合、暦年課税制度に戻ることはできません。贈与する財産価額や相続人の人数等により相続時精算課税制度が有利か、暦年課税制度が有利かは異なりますので、選択する際は税務署や税理士にご相談ください。

これまで、あつせんにより農地を売買する際、売買代金の支払期限を翌年11月末日までと設定することが多くありましたが、農地バンクを經由する売買の場合、売買代金の支払いは原則として、契約した年度内に完了する必要があります。

農地売買のために資金の借入をするときは、支払いが契約年度の3月末日までに完了



するか確認するようにしてください。

詳しく知りたい場合は農業委員会事務局までお問い合わせください。

ストップ!ヤミ耕作

農地法や農地移動適正化あつせん事業によらず、長期間の農地の貸借を行っていませんか。

それは貸し手と借り手の承諾のみで契約している、いわゆる「ヤミ耕作」の状態です。ヤミ耕作では、トラブルが発生したときに法的な保護を受けられないなど、救済の手立が確保されません。

また、耕作している農地に正しい権利設定がされていない場合は、各種補助金の対象外となる可能性があります。

現在、ヤミ耕作をしている人、これから農地の契約を結ぼうとしている人は、農業委員会事務局へご相談いただき、適切な手続きをするようにしてください。

契約当時の書類が見つからず、農業委員会の許可を得ているかどうかわからない場合も、お気軽にご相談ください。

農地に関する申請手続きは毎月3日まで

農業委員会では毎月1回、原則25日前後に総会を開催し

ています。農地の売買や貸借、転用、現況証明等を申請する場合は、毎月3日(休日の場合は翌開庁日)までに申請書を農業委員会へ提出してください。

過去の農業委員会だよりは二次元コードからいつでもご覧いただけます!



農業委員会だより

令和7年10月発行

広報委員長

久保靖彦

広報担当(農政部会)

- 貞廣 渉
- 香川 雅彦
- 本田 英樹
- 林田 雅浩
- 田辺 雅剛
- 鈴木 和賢
- 辻和 義
- 江崎 泰嘉